

【人材紹介料の返還（返戻金制度）】

採用決定者が、入社後３か月に至らずに自己都合により退職した場合（採用決定者の責めに帰すべき事由により解雇された場合を含みます。）、乙は、甲より受領済みの人材紹介料があった場合、以下各号の通り返金するものとします。

- ①入社後1か月未満に退職した場合      ・ ・ ・ ・ ・      人材紹介料の80%
- ②入社後1か月以上2か月未満に退職した場合      ・ ・ ・      人材紹介料の50%
- ③入社後2か月以上3か月未満に退職した場合      ・ ・ ・      人材紹介料の30%